

卒業認定に関する方針

(目 的)

1. 教育基本法及び学校教育法にもとづき簿記会計、税務、情報並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

(卒 業)

1. 卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業時数および単位数の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。

(1) 税理士会計士学科2年制	1, 9 5 0時間 (6 5単位)
(2) 情報ビジネス学科	1, 8 6 0時間 (6 2単位)
(3) ビジネス専攻学科1年制	9 0 0時間 (3 0単位)
(4) 会計士学科1年5ヶ月制	1, 7 1 0時間 (5 7単位)
2. 前項において、卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める商業実務専門課程税理士会計士学科2年制、情報ビジネス学科を修了した者については、専門士（商業実務専門課程）の称号を付与する。
3. 卒業が認定された者には、卒業証書を授与する。